

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

浪岡川二期地区浪岡ダム付帯施設整備計画検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

国営土地改良事業地区調査浪岡川二期地区浪岡ダム付帯施設整備計画検討業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

### 第1-2条

本業務は、国営浪岡川農業水利事業で造成された浪岡ダム洪水吐に設置されている計器の観測データの収集と整理を行い、浪岡ダム付帯施設整備計画検討等を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

本業務において対象とする浪岡ダム、ダム放流バルブ室、都谷森導水路は、青森県青森市浪岡大字王余魚沢地内で別添1位置図、別添2貯水池平面図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

### 第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1章第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

### 第1-5条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。

(管理技術者)

### 第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1章第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1章第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1章第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

共通仕様書第1-7条第4項の監督職員が指示する業務の節目は以下のとおりとする。

- 1) 作業計画作成段階
- 2) 自然エネルギー活用の可能性の検討取りまとめ段階
- 3) 浪岡ダム付帯施設整備計画検討取りまとめ段階
- 4) 観測データの収集と整理の取りまとめ段階
- 5) 成果品取りまとめ段階
- 6) その他照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1章第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1章第1-11条における業務計画書の作成及び共通仕様書第1章第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際

も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

#### 第1-10条

受注者は、共通仕様書第1章第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

#### 第1-11条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務で適用する図書は次のとおりで、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成30年4月
2	土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」	農林水産省農村振興局 設計課	平成15年4月
3	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	農林水産省農村振興局 設計課	平成26年3月
4	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局 設計課	令和4年2月

(対象施設)

第2-2条 本業務における現況施設の諸元は次のとおりである。

1 ダムの諸元

型 式：中心遮水ゾーン型フィルダム  
 堤 高：52.4m  
 堤 頂 高：162.4m  
 堤 長：304.5m  
 常時満水位：157.8m  
 サーチャージ水：158.95m  
 総貯水量：7,600千m<sup>3</sup>  
 有効貯水量：7,500千m<sup>3</sup>  
 堆砂容量：100千m<sup>3</sup>  
 最大取水量：3.266m<sup>3</sup>/s（造成時は3.509m<sup>3</sup>/s）  
 堤 体 積：943千m<sup>3</sup>  
 最低水位：123.7m  
 流域面積：（直接）5.3km<sup>2</sup>、（間接）10.4km<sup>2</sup>  
 洪水吐形式：自由越流式側水路型  
 設計洪水量：193m<sup>3</sup>/s（クリーガー式）  
 越流堰天端標高：157.8m  
 越流水深：1.47m  
 越流堰長：50.5m  
 減 勢 工：強制跳水型幅7.0m、延長45.0m

2 取水設備及び放流設備の諸元

取 水 塔：フローティングタイプタワー型  
 制 水 ゲ ー ト：鋼製ローラゲート B1.8m×H2.3m  
 放 流 設 備：バルブ室  
                   放流量14.49m<sup>3</sup>/s  
                   主ゲート  
                   放流バルブ ジェットフローゲート φ1,000 1基  
                   副バルブ スルースバルブ φ1,000 1基  
                   副ゲート  
                   放流バルブ ホロージェットバルブ φ350 1基  
                   副バルブ スルースバルブ φ350 1基

(参考図書)

第2-3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2章第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営浪岡川農業水利事業 事業成績書	1部
2	国営浪岡川農業水利事業 事業誌	1部
3	国営浪岡川農業水利事業 浪岡ダム技術誌	1部
4	国営浪岡川農業水利事業 施設管理図	1式
5	平成26年度 国営施設機能保全事業 浅瀬石川・浪岡川地域小水力発電検討業務 報告書	1部
6	平成30年度 国営施設応急対策事業 浪岡川(二期)地区浪岡ダム洪水吐原因究明調査その他業務 報告書	1部
7	平成31年度 国営施設応急対策事業 浪岡川(二期)地区整備構想策定その他検討業務 報告書	1部
8	平成31年度 国営施設応急対策事業 浪岡川(二期)地区浪岡ダム取水設備耐震性能照査検討その他業務 報告書	1部
9	令和2年度 国営施設応急対策事業 浪岡川(二期)地区浪岡ダム洪水吐実施設計その他業務 報告書	1部
10	令和3年度 国営施設応急対策事業 浪岡川(二期)地区浪岡ダム洪水吐補足設計その他業務 報告書	1部
11	令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 浪岡川(二期)地区浪岡ダム洪水吐変状要因調査業務 報告書	1部
12	令和4年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域整備構想基礎資料とりまとめ業務 報告書	1部
13	令和5年度 地域整備方向検討調査 浪岡川(二期)地区浪岡ダム洪水吐変状要因調査業務 報告書	1部
14	令和5年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域整備構想検討業務 報告書	1部
15	令和6年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域構想検討業務 報告書	1部
16	令和6年度 地域整備方向検討調査 浪岡川二期地域浪岡ダム洪水吐整備構想検討業務 報告書	1部
17	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 浪岡川地区浪岡ダム取水施設他機能保全計画策定業務 報告書	1部
18	令和6年度 東北農政局国営造成ダム技術検討委員会 浪岡ダム関係資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場

合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

#### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものである。

2. 観測データの収集と整理について、設置年度と設置総数は別紙2 浪岡ダム洪水吐設置機器一覧表のとおりであり、観測収集箇所は別添3 浪岡ダム洪水吐平面・縦断図に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 観測データの収集と整理	1式	
3. 自然エネルギー活用の可能性の検討	1式	
4. 浪岡ダム付帯施設整備計画検討	1式	
5. 照査	1式	
6. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

#### 第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) ダム洪水吐に設置されている計器で計測値を観測しているが、観測データ収集と整理にあたり、計測値に異常が生じた場合には、受注者は発注者に協議すること。
- (2) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
  - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、  
<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。
  - ・新技術情報システム（NETIS）は  
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
- (7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

  - ・「工事工種の体系化」は

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/)を参照。

(業務写真における黒板情報の電子化)

### 第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL([https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac\\_auth.php](https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php))のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1章第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

着手前 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ(自然エネルギー活用の可能性の検討のとりまとめ段階)

第3回 中間打合せ(浪岡ダム付帯施設整備計画検討のとりまとめ段階)

## 第4回 中間打合せ（観測データの収集と整理のとりまとめ段階）

### 最終 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果物

### （成果物）

#### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

このほか、要約版（市販のファイル綴じで可）を提出するものとする。

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

### （成果物の提出先）

#### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

### （契約変更）

#### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(4) 履行期間の変更が生じた場合。

(5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。

(6) ダム洪水吐に設置されている計器に異常が生じた場合や観測方法等に変更が生じた場合。

(7) 宿泊費、宿泊手当の精算について協議が生じた場合。

(8) その他

## 第7章 定めなき事項

### （定めなき事項）

#### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 別紙 1

## 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 準備作業		
1-1 現地調査	業務の実施に必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の検討	貸与資料の把握、整理並びに作業計画を確立する。	○
2 観測データの収集と整理	浪岡ダム洪水吐に設置されている計器（傾斜計 6 台、ひずみ計 4 台、地下水位計 9 箇所、間隙水圧計 3 台、荷重計 2 台）の令和 8 年の観測データ（令和 7 年 12 月から令和 8 年 12 月までのデータ）を年に 1 回収集（時期は 12 月を想定）し、過年度の調査資料と合わせて整理する。	○
3 自然エネルギー活用の可能性の検討	浪岡川地区の農業水利施設及び用地内における自然エネルギー（太陽光発電、風力発電、浪岡ダム以外の小水力発電）活用の可能性について検討を行う。	○
4 浪岡ダム付帯施設整備計画検討		
4-1 ダム放流バルブ室の状況及び問題点の整理	ダム放流バルブの整備計画や施設管理者等への聞き取りから、ダム放流バルブ室の状況及び問題点を整理する。	○
4-2 ダム放流バルブ室の整備計画検討	4-1 の結果からダム放流バルブ室の改修方針、施工計画、仮設計画を検討する。	○
4-3 都谷森導水路放流工及びリップラップ工の整備計画検討	都谷森導水路末端部の放流工及びリップラップ工の改修方針、施工計画、仮設計画を検討する。	○
4-4 浪岡ダム付帯施設整備方針、施工計画、仮設計画の整理	4-1、4-2、4-3 の検討結果を踏まえ、かつ貸与資料から過年度業務で検討した浪岡ダム付帯施設整備の改修方針、施工計画、仮設計画を整理し、基本設計へ向けて構造設計図を作成する。	○
4-5 浪岡ダム付帯施設整備に係る施工工程計画の整理	4-4 の整理を踏まえ、貸与資料から過年度業務で検討した浪岡ダム付帯施設整備に係る施工工程計画を整理し、整備計画に基づく施工工程計画を作成する。	○
5 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
6 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

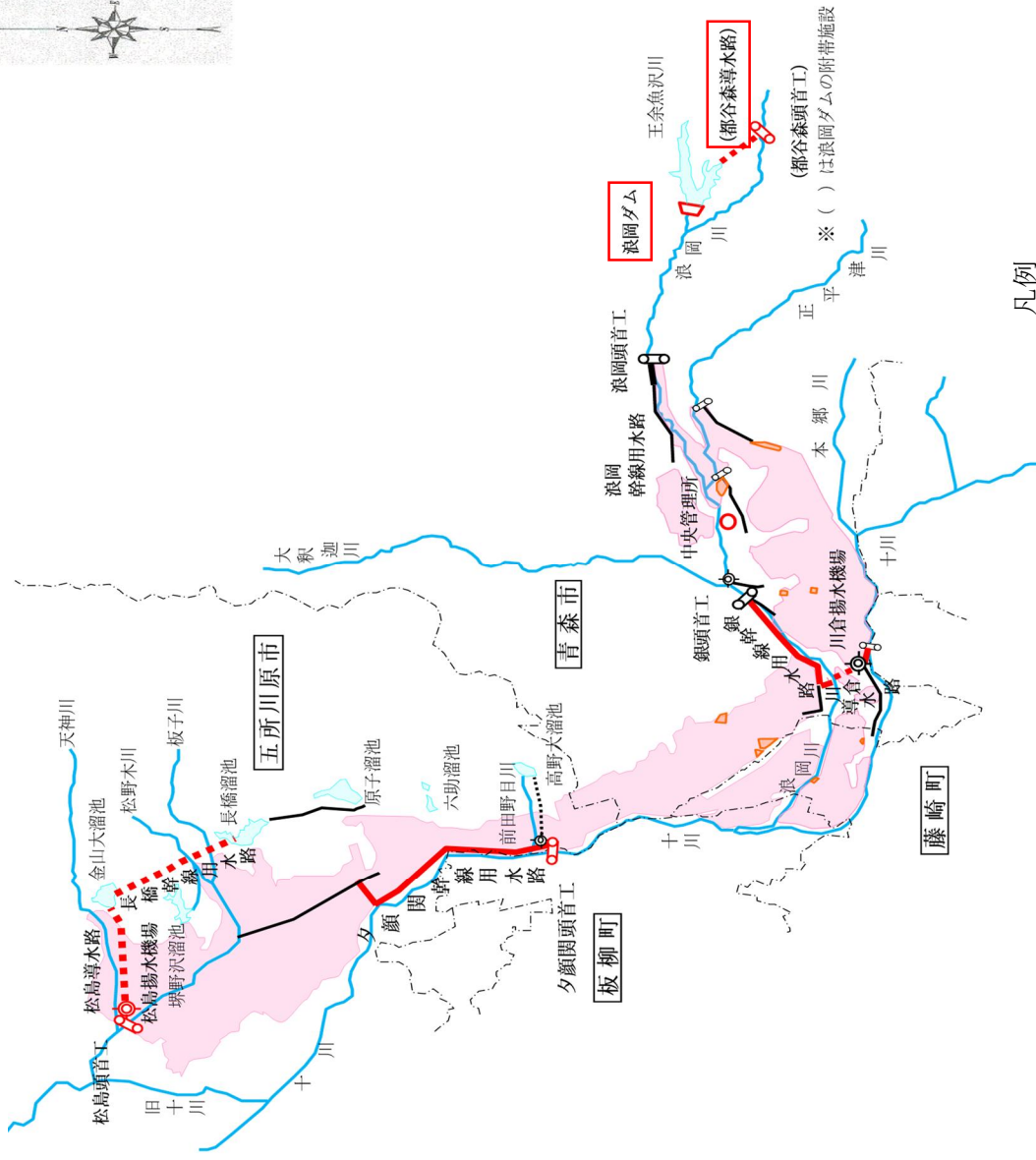
別紙2

【浪岡ダム洪水吐設置機器一覧表】

計器名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 傾斜計	—	—	4台	4台	6台	6台	6台
2. ひずみ計	—	—	4台	4台	4台	4台	4台
3. 地下水位計	2箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
4. 間隙水圧計	—	—	—	3台	3台	3台	3台
5. 荷重計	—	—	—	1台	2台	2台	2台

※ ひずみ計は1箇所機器が4段重ねになっているため、4台である。

別添1 位置図



凡例

□：業務対象主要施設

位置図



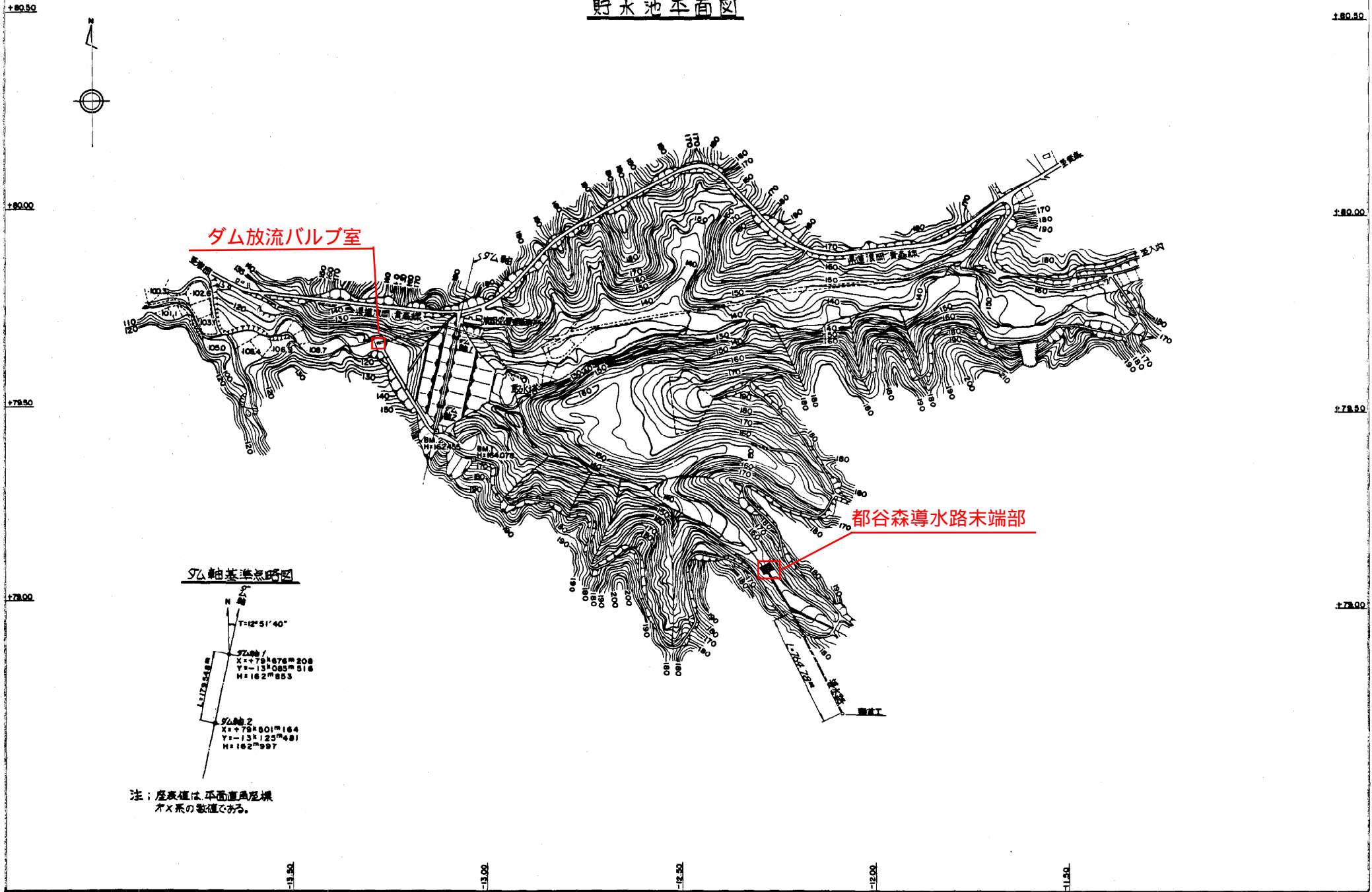
受益面積 (ha)

水田	2,733ha
樹園地	31ha
計	2,764ha

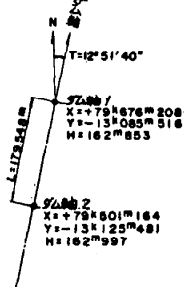
凡例

	用水受益(水田)
	用水受益(樹園地)
(施設計画)	
	ダム
	頭首工
	揚水機場
	用水路(開渠)(国営)
	用水路(暗渠)(国営)
(既設施設)	
	頭首工(国営、県営)
	揚排水機場(国営、県営)
	用水路(開渠)(県営)
	用水路(暗渠)(県営)

# 貯水池平面図



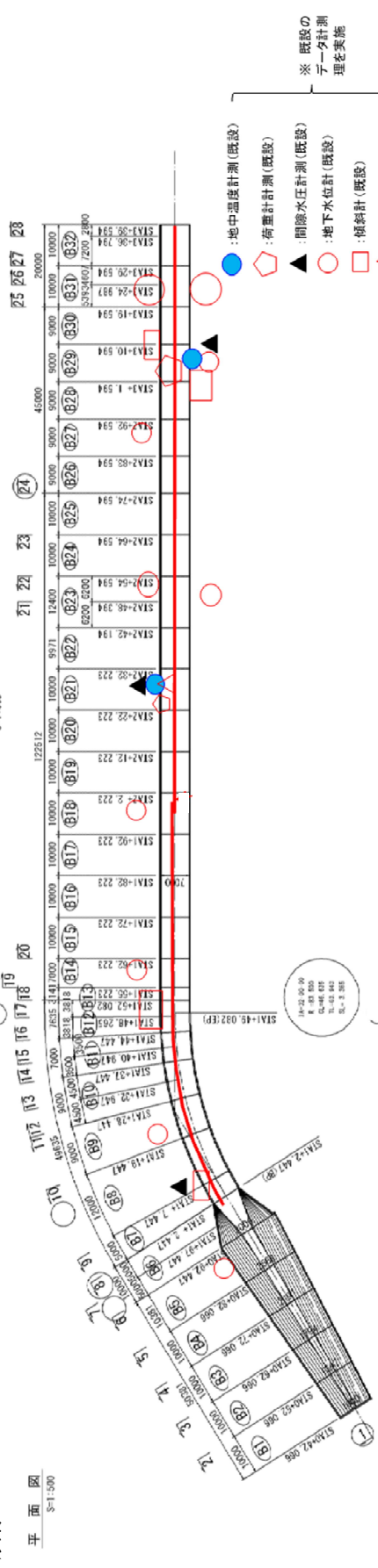
97△軸基準点略図



注：座標値は平面直角座標  
オ×系の数値である。

別添 3

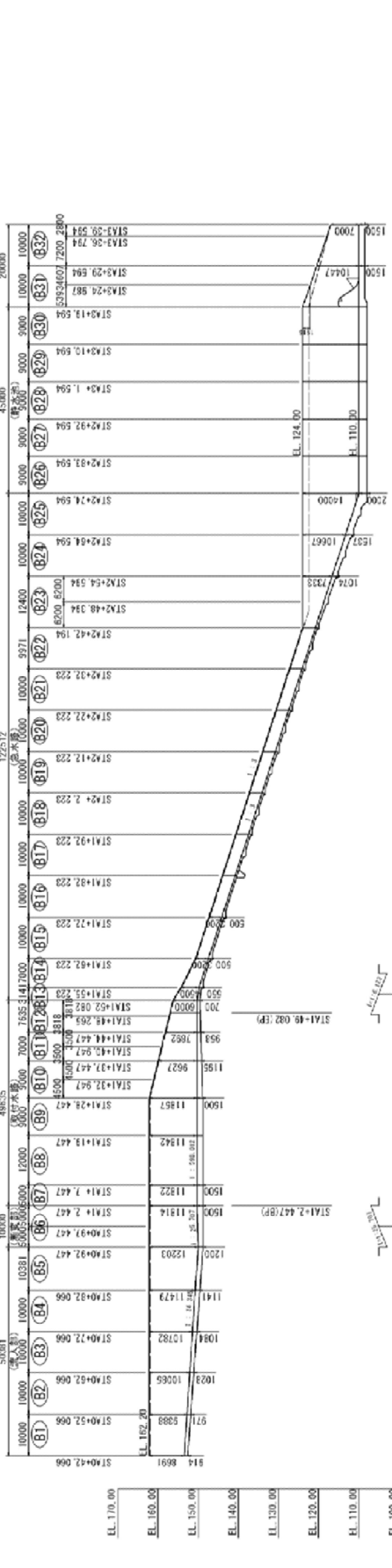
浪岡ダム 洪水吐平面・縦断面



※ 既設のデータ計測  
理名実施

● : 地中温度計測(既設)  
 ◊ : 荷重計測(既設)  
 ▲ : 間隙水圧計測(既設)  
 ○ : 地下水位計(既設)  
 □ : 傾斜計(既設)  
 △ : ひずみ計4個(既設)  
 ▽ : ひずみ計4個(既設)

縦断面



勾配	天端蓋	水路底蓋	曲線	測定
EL. 110.00				STA1+02.066
EL. 160.00				STA1+12.447
EL. 150.00				STA1+22.823
EL. 140.00				STA1+32.223
EL. 130.00				STA1+42.694
EL. 120.00				STA1+52.082
EL. 110.00				STA1+62.477
EL. 100.00				STA1+72.823
				STA1+82.223
				STA1+92.223

図名	浪岡ダム
図号	洪水吐平面・縦断面
日付	
設計者	
校核者	
承認者	